

シュトレゼマンの価値観外交 ——戦争責任とマイノリティ問題を中心に——

北村 厚

外交政策の分野において国益を追求するにあたって、リアリズムすなわちパワーに拠るか、あるいはリベリズムすなわち協調に拠るかという選択は、外交戦略を立てる際の国際状況に大きく規定される。第一次世界大戦前の帝国主義の時代においては勢力均衡以外に選択肢はなかったと言えようが、大戦の惨禍を経験した1920年代のヨーロッパにおいては、平和や人道主義といった倫理的価値が、多かれ少なかれ、国際関係の普遍的価値となった。

この時代の国際社会における普遍的価値は、ヴェルサイユ体制の成立とともに発足した国際連盟を主要なアリーナとするが、国際組織のみならず、国家間外交においても1925年10月のロカルノ会議によって国際協調主義が確立した。国際紛争を解決する手段としての武力を放棄することを定めた1928年のパリ不戦条約は、国際協調主義の頂点であった。このような1920年代後半の国際協調の潮流に、ある意味で最も恩恵を受けたのがドイツであると言える。

ドイツは1918年の敗戦と革命によって、ドイツ帝国が崩壊し、民主的憲法を奉じるヴァイマル共和国として再出発を果たした。しかしその前途は苦難の連続であり、戦勝国による天文学的な賠償金の押し付けや、様々な制裁、そして1923年にはフランスとベルギーによるルール工業地帯の占領など、弱体化したドイツに対する情け容赦のない逆風が吹き荒れた。それはさながら、リアリズムの残酷さを見せつけられたかのようであった。この逆境を跳ね返すだけの国家パワーをドイツが保有することは、ヴェルサイユ条約によって禁じられていた。こうした状況において、ヨーロッパの国際的環境が弱肉強食的なリアリズムから国際協調的なリベリズム優位へと転換したことは、ドイツにとって天啓であった。

1923年にヴァイマル共和国で初の大連合内閣を発足させたシュトレゼマン (Gustav Stresemann) 首相は、インフレーションを収束させ、フランスとの和解のために尽力し、その後も外相を歴任した。シュトレゼマンは通貨安定と通商条約体制による経済の再建を模索するとともに、フランス外相ブリアン (Aristide Briand) とのパートナーシップを構築し、国際協調の手法によってロカルノの安全保障体制を構築し、ドイツの国際連盟加盟と理事国入りを実現し、いわゆる「相対的安定期」を現出した。シュトレゼマンは軍事力の裏付けなしに、平和や人権という倫理的価値を前面に押し出すことによって、ドイツの国際的地位を回復させたのである。

しかし、ヴァイマル共和国という国家は極めて不安定な体制であった。何より深刻であったのが、国民感情の問題である。敗戦とヴェルサイユ条約を屈辱と捉えたドイツ人の多くは、条約に調印したヴァイマル共和国政府を否定し、ドイツはまだ戦争に勝つこともできたのに、社会主義者が前線の兵士たちを「背後から一突き」したために敗戦したのだという右翼の宣伝を受け入れていった⁽¹⁾。圧倒的な反ヴェルサイユ世論を前に、ドイツ政府もヴェルサイユ条約の修正を外交目標として組み込まざるを得なかった。しかし、反ヴェルサイユ世論を反映させた外交を展開することは、特にフランスとの関係を悪化させ、ドイツが拠って立つべき国際協調体制を破壊することにもなりかねない。シュトレゼマン外相は、いかにして国際協調と国民感情を両立させようとしたのか。

本稿では、こうした問題関心のもと、戦争責任問題とマイノリティ問題という二つの 이슈に着目してシュトレゼマンの価値観外交を分析する。いずれもドイツ人の国民感情を大きく刺激する問題であり、反ヴェルサイユ的な国民感情を通じてドイツ中心的な政策に結び付く性格を持っている。したがってこれらの問題に注目することで、シュトレゼマンの国際協調体制に対する姿勢の一面を浮き彫りにすることができる。

1. 戦争責任問題の展開

ドイツ人の反ヴェルサイユ感情を最も規定した要素は、ドイツの「単独戦争責任論」であると言われる。このテーゼは1918年のパリ講和会議においてフランス首相クレマンソー(Georges Clemenceau)が提起したもので、講和条約の報復主義的なドイツ制裁を正当化する論理であるとされてきた。実際のヴェルサイユ条約には、ドイツの単独戦争責任条項は明示されなかったが、厳しい対独制裁条項の根拠はもっぱらドイツだけに戦争を引き起こした責任があるという認識に基づいているという理解が、ドイツでは一般的であった⁽²⁾。

これに対し、ヴェルサイユ条約の交渉段階から締結後に至るまで、極めて激しいドイツ世論の反発があった。いわゆる「戦争責任の嘘(Kriegsschuldlüge)」と呼ばれるプロパガンダがここから展開された。このプロパガンダはもっぱら、当時多く存在していた右翼勢力の宣伝材料として用いられたが、ヴェルサイユ条約の過酷な対ドイツ制裁が明らかになると、党派を問わず広範なドイツ国民がこのプロパガンダを受け入れ、反ヴェルサイユ感情を爆発させた。ドイツ人にとって、経済制裁や領土の削減もさることながら、世界大戦という人類がかつて経験したことのない大量殺戮の責任は、ドイツだけにある、という主張の理不尽さが、大国ドイツの名誉を著しく傷つけたのである。

(1) 田村栄子2005「新生ワイマル共和国の実験と苦悩」若尾祐司／井上茂子編著『近代ドイツの歴史』ミネルヴァ書房、194頁。

(2) 石田勇治1991「ヴァイマル初期の戦争責任問題——ドイツ外務省の対応を中心に」『国際政治』第96号、51-68頁。以下の戦争責任問題の概略についても同論文に依拠した。

強硬化するドイツ世論を受けるまでもなく、ヴァイマル共和国の主要な政治家は皆、ドイツの単独戦争責任などを認めなかった。外相の Brockdorff-Rantzau (Ulrich von Brockdorff-Rantzau) は、フランスなどによる元皇帝ヴィルヘルム2世 (Wilhelm II) の引き渡し要請に際して、世界大戦はロシア・ツァーリズムからの防衛戦争として始まったのであり、ドイツに開戦責任はないという姿勢を貫き、フランス政府の態度硬化を招くことになった。

ドイツ政府が単独戦争責任論を批判するのは、これが対独制裁の最大の根拠とされるがゆえに、ヴェルサイユ条約を修正してドイツの地位を回復するためにも、責任を認めるわけにはいかなかったからである。さらに政府は、単独戦争責任論の欺瞞は資料によって実証することができるとして、第一次世界大戦の開戦経緯を検証するために歴史家を動員し、ドイツ帝政期のヨーロッパ外交に関する資料集、『ヨーロッパ諸内閣の大政治 (Große Politik der Europäischen Kabinette 1871-1914)』全40巻の刊行を開始した。確かに歴史が示す通り、ドイツ帝国だけに戦争責任があるというのは、こと第一次世界大戦については無理のある主張であった。しかしフランスをはじめとする連合国は、ドイツの姿勢を敗戦国として傲慢であるとして退けた。連合国が敗戦国ドイツに制裁的な戦後処理を行うために、この考えは必要とされたのであり、歴史の真実よりも戦争の力学が勝ったのである。ドイツ世論が納得するはずもなく、国民の反ヴェルサイユ感情は、ますます激昂した。戦争責任問題は平行線のまま、シュトレーゼマン時代に入った。

1924年8月、ロンドン協定によって国際協調路線へと舵を切ったドイツ政府は、翌年にロカルノ条約に結実するヨーロッパの包括的な安全保障体制の構築に向けて、諸外国との交渉を開始した。その際、対外交渉の障壁となる戦争責任問題について、時のヴィルヘルム・マルクス (Wilhelm Marx) 内閣は次のような声明を発表した。

「政府は、ヴェルサイユ条約を履行して重い義務を引き受けるというこの重大な時に、1919年以来ドイツ国民の精神に重い圧迫を加えた戦争責任問題について、はっきりと自らの立場を表明することから逃れることができようとは思わない。

圧倒的な権力の圧力のもとヴェルサイユ条約によって我々に課せられた、ドイツはその侵略によって世界大戦を開戦させたのだという定式は、歴史の事実と反する。したがって政府は、この定式を承認しないことを表明する。そうしない限り、国際社会の一員に人道の犯罪者という烙印を押す限り、諸国民間の真の協調と和解は達成されえないのである。

政府はこの声明を外国政府に周知させることに着手する。」⁽³⁾

これは、あからさまにドイツ単独戦争責任論を否定する従来の態度を踏襲したものである。ルール占領とインフレーションという苦境を経験し、ようやく安定に向けて国際協調を作り出

(3) *Akten der Reichskanzlei*. (以下 *AdR*) *Kabinette Marx I und II*, Nr. 290, S. 1007f.

そうとする政府の態度としては、非常に危険なものであることは明らかであった。一見してこの声明は、ドイツ国内の世論に配慮したものである。しかし、あえてこれを諸外国政府に通達するという姿勢には、単なる強硬論ではなく、平和や人権といった価値観が重視されるこの時期の国際社会において、「人道の犯罪者という烙印」を払拭しない限りは、外交において有利な立場に立てないという意識を見ることができる。

フランスとベルギーの新聞はドイツを非難する論評を載せ、フランス大使のド・マルジュリ (Pierre de Margerie) は、今回の声明は「この時期として最も好ましくないものだ」と外務次官マルツァン (Adolf Georg Otto von Moltke) に懸念を伝えた。イタリア大使はムッソリーニ (Benito Mussolini) 首相の言葉として、「通告を思いとどまるように忠告する。そうでなければ連合国の政府は強い異議申し立てをしなければならない」と述べた⁽⁴⁾。イギリス首相マクドナルド (Ramsay MacDonald) は、ドイツの代理人ケスラー (Friedrich Keßler) に、次のような強い懸念を伝えた。

「戦争責任覚書 (Schuldnote) が手渡されれば、イギリスがそれまでジュネーヴその他で、ドイツの立場を改善しようを行ってきた全てのことを『ぶち壊す (knock on the head)』ことになる。ドイツは、ヴェルサイユの時と同じような状況に置かれるだろう。フランスとその友好国は、ヴェルサイユの戦争責任言説を承認させ効力を持たせる決議を行うだろう。確かに、軍事行政は強まる。軍事行政に関するフランスの非常に穏健な提案がすでに昨日、戦争責任覚書を提出する意図を撤回させるためになされた。これら全ての諸国グループが激しい不信感をドイツに抱いており、共にドイツに対して武装しようとしている。なお最後の瞬間に重大な行動を止めることができないのであれば、ドイツと世界にとって破局を意味すると思うがどうか?」⁽⁵⁾

さらにドイツの経済界からも懸念が表明され、ライヒスバンク総裁シャハト (Hjalmar Schacht) は、ドーズ借款の保証がこれによって危険にさらされると、マルツァンに述べた⁽⁶⁾。このように、ドイツ政府によるあからさまな戦争責任問題の否定は、諸外国の強い不信感を招き、外交の危機を引き起こした。それでもなお、ドイツ政府は声明を撤回しなかった。シュトレゼマン外相は、ロンドン、パリ、ローマ、ブリュッセルのドイツ外交官に、「戦争責任問題に関する声明は、ドイツの経済的・金融的義務の拒否を意味するものではない」と強調せよと伝えた⁽⁷⁾。これは単なる弁明であり、外交的には何の効果も持たなかった。戦争責任問題は解決されることなく、ロカルノ会議前夜となった。

(4) *AdR. Marx III*, Nr. 298, S. 1027f.

(5) *Ebenda*, S. 1028.

(6) *Ebenda*, S. 1031.

(7) *Ebenda*, S. 1027.

1925年9月、外務次官シューベルト (Carl von Schubert) は、シュトレゼマンからの提案を受けて、ロカルノ会議における戦争責任問題の方針について協議を行った。この時の第一次ハンス・ルター (Hans Luther) 内閣は、右派の国家国民党と連立した中道・右派連合内閣であった。連立与党の国家国民党は、ロカルノ会議で戦争責任問題について議論することを強く求めており、そうでなければ「内政上の危機が引き起こされる」と、政府に警告していた。これを受けて、ルター内閣は、ラント (州) 首脳会議において、戦争責任問題をロカルノ会議で提起すると説明した。これに対してハンブルク市長ペーターゼン (Carl Wilhelm Petersen) は、戦争責任問題は「リスクが大きい」と述べ、「今行動を起こさなければならないのであれば、できる限り慎重に形式を選んでいただきたい」と要望した⁽⁸⁾。しかしそれにもかかわらず、シュトレゼマンは外務省法務局長ガウス (Friedrich Gaus) に、会議で提示する戦争責任問題に関するメモランダムを作成を指示した。国家国民党をはじめ、右派に根強い反対の多いロカルノ条約に対する賛成を取り付けなければならなかったからである。ガウスのメモランダムには以下のように記されていた。

「……ドイツ政府は……国際連盟理事会の政府に対して、1924年9月の覚書ですでに言及した点に立ち戻った。この覚書では、国際連盟加盟に際してドイツ政府によって示されるべき、国際的義務の履行に関する声明は、ドイツ国民に道義的負担を強いる主張を承認するというように理解されるべきではない、と示唆されていた。事実、ドイツ国民は、ドイツの国際連盟加盟と安全保障協定の締結がもたらす諸国民間の協調と和解は、国際社会の一員に人道的犯罪者という烙印を押している限り、完成することはないのだと考えている。したがってドイツ政府は、厳粛な形式ですでに別の機会に行ったように、国際連盟への加盟前であっても、ドイツはその侵略によって世界大戦を引き起こしたのだとする、歴史の事実と反する定式を承認しない。」⁽⁹⁾

こうして、ロカルノ会議でシュトレゼマンは、戦争責任問題に言及し、1924年声明の立場を繰り返した。しかしブリアン外相とチェンバレン (Joseph Austen Chamberlain) 英外相はドイツの戦争責任問題に踏み込むことなく、あえて問題化しなかった。シュトレゼマンは会議後のドイツ国内向けの発表でこのことを報告し、結局ロカルノ会議の大勢に影響を与えることなく、ただ「戦争責任問題に言及した」という事実のみが宣伝された⁽¹⁰⁾。ヨーロッパ国際

(8) *AdR. Kabinette Luther I und II*, Nr. 62, S. 576.

(9) *Akten zur deutschen auswärtigen Politik* (以下 *ADAP*), Serie A, Bd. XIV, Nr. 79, S. 219f. 「事実、ドイツ国民は、ドイツの国際連盟加盟と安全保障協定の締結がもたらす諸国民間の協調と和解は、国際社会の一員に人道的犯罪者という烙印を押している限り、完成することはないのだと考えている」という一文は、後にシュトレゼマンによって削除された。

(10) 牧野雅彦2012『ロカルノ条約——シュトレゼマンとヨーロッパの再建』中央公論社111-113頁。

協調体制を構築する流れの中で、ドイツの行動は逸脱とも見えたが、諸国は戦争責任問題を「棚上げ」することで問題を焦点化させなかったのである。

しかし結局、国家国民党は、ヴェルサイユ条約によって奪われた西方領土を回復する機会を失うこととなるロカルノ条約の批准に反対し、連立を離脱した。以後の第三次マルクス内閣では中道少数派連立政府となり、共和国政府の国会運営は不安定を強いられることとなった。それでもなお、ヨーロッパ国際協調に拠ってドイツの国際的地位の向上を目指すドイツは、西方諸国との和解という方向を変えることなく、翌年1926年9月の国際連盟加盟と理事国入りへと邁進していった。

そして国際連盟加盟に際しても、ドイツ政府は戦争責任問題に関するスタンスを変えなかった。ドイツは国際連盟加盟の際に、戦争責任問題に関する政府声明を諸国に通達する、しかし「文書による通達は必須ではない」。したがって「1924年9月覚書を引用したうえで、加盟演説でもう一度ドイツの立場を口頭で表明する」⁽¹¹⁾。つまり、ロカルノと同様に、文書ではなく口頭で説明を行うことで、シュトレゼマンは連盟加盟や理事国入りの議論を阻害しないように、各国との議論を避けたのである。

戦争責任問題においてシュトレゼマンは、あえて強硬な政府声明を曲げることなく、国際社会にドイツの正しさを訴える姿勢を取った。それは第一に国内の反ヴェルサイユ感情を反映したスタンスであり、第二に右派の国家国民党を敵対させずに国会運営を円滑にするためであった。しかしそれでも外交的リスクを冒してまで戦争責任を否定したのには、シュトレゼマンらドイツ政府自身が、大戦におけるドイツの開戦責任の一方的な押し付けを、道義的に見て不当であると確信し、自らの道義的正当性を国際社会に訴えようとする、積極的な価値観外交の側面があったと言える。

しかしながら、連合政府は当然ながらドイツの訴えを認めるはずもなく、1920年代後半の協調外交において、戦争責任問題は障害でしかなかった。ロカルノや連盟加盟の場において、各国首脳はこの問題を議論として取り上げることはせずに、「棚上げ」した。シュトレゼマンの戦争責任に関するアピールは、口頭で、しかも国内向けに実績を表明することに重点が置かれた。これは、戦争責任問題の根本的な解決には結び付かないが、国民的な反ヴェルサイユ感情によって阻害されることなく、国際協調体制の構築を前進させるための技術であった。

2. ドイツ人マイノリティ問題の展開

もう一つ、ドイツの国内感情が外交において問題となったのが、ドイツ人マイノリティ問題である。ヴェルサイユ条約がドイツ人にとって「屈辱的」であった要因の一つに、ドイツ人に対する民族自決権が認められなかったということがある。ヴェルサイユ条約によってドイツ

(11) *AdR. Luther I/II*, Nr. 284, S. 1098.

は、帝政期の領土の13%を失った。特に多くの領土を割譲したのがポーランドに対してである。ポーランドが独立の際に獲得した領土は、もちろんポーランド人が多数居住する地域であったが、ポーランド分割以来100年以上にわたるドイツ支配によって、当然ドイツ人も多く居住していた。ドイツ人が主に住んでいる地域がドイツの領土とならなかったことは、本国のドイツ人から見ると民族自決権の不適用であり、連合国の重大な不正であると感じられた。

しかも、ポーランド国内のドイツ人は、独立によって高まったポーランド・ナショナリズムの標的となり、民族的衝突となって表れた。ポーランドにおいてドイツ人は二級国民となり、75万人ものドイツ人がポーランド領内から追放された⁽¹²⁾。これに対して本国のドイツ人は、非常に強いポーランド人憎悪を持つことになったのだが、ここにはドイツ人の民族的な誇りを傷つけられたという国民感情があった。これまでドイツ人から見て野蛮な存在にすぎなかったポーランド人が、独立を契機として、文化的に優れたドイツ人に対して理不尽な攻撃を加えていると。すなわち、文化的な優劣と現状との（ドイツ人から見れば）不合理なギャップが、国民感情を刺激したのであった。

ヨーロッパの西方から見て、スラヴ系をはじめとする東方の諸民族を劣等と見るまなざしは、ヨーロッパ内部におけるオリエンタリズムとして、歴史的に長く続いたものである。したがって、西欧に対する譲歩は容認できても、東欧諸国に対する譲歩は特に強い屈辱だと感じられたのである。

他方で、ヴェルサイユ条約では、東欧における民族自決権が完全に適用できず、それぞれの国家内での民族マイノリティ保護を国際的枠組みで保証する必要があることは、国際社会でも良く認識されていた。こうして各種のマイノリティ保護条約が締結されることになった⁽¹³⁾。ここにも、戦間期における人権などの倫理的価値観が国際政治の主要要素となった側面が見られる。

倫理的価値観を強く付与されて誕生した新生ヴァイマル共和国では、マイノリティ保護条約を締結するまでもなく、すでにヴァイマル憲法の第113条に、マイノリティ保護を保障する条文が記されていた。それによれば、「ドイツ国内の外国語を話す人々は、立法及び行政を通して、彼らの自由で民族的な発展、とりわけ学校の授業並びに国内の行政・司法における母語の使用を侵害されてはならない」とのことであった⁽¹⁴⁾。マイノリティ保護は、ヴァイマル共和国の国家理性の一部をなす倫理的価値観を体現したものであった。

さて、ロカルノ条約を経てドイツは国際連盟に加盟することとなり、その際単に加盟するだ

(12) 伊藤定良2007「国民国家・地域・マイノリティ」田村栄子・星乃治彦編『ヴァイマル共和国の光芒——ナチズムと近代の相克』昭和堂、52-55頁。

(13) ヴェルサイユ条約締結と同日に結ばれた、ポーランドと主要連合国政府間のマイノリティ保護条約は、その後の条約のモデルとなった。相馬保夫2007「民族自決とマイノリティ——戦間期中欧民族問題の原点」『ヴァイマル共和国の光芒』104-107頁。

(14) 伊藤2007、63-64頁。

けでなく、大国として理事国入りすることが特に求められていた。その目的の一つは、東方領土の修正とドイツ人マイノリティの保護であった。1926年2月、国際連盟への加盟に向けてドイツ政府が発した報道向け声明では、次のように述べられている（以下、史料集での抜粋）。

「ドイツの国際連盟への加盟によって、ロカルノ条約の規定が実現され……ヨーロッパの平和勢力に確固たる基礎が与えられる。……」ドイツは国際連盟において「適用不能になった条約の審査」、全般的な軍縮、我々にとって特に死活であるドイツ人（マイノリティ）問題の解決を、特に強調する。「それにはもちろん、ザール地方の行政やダンツィヒの防衛が含まれる。この二つの問題は、ドイツ人の協力なしに満足いく解決をすることは考えられない。さらに植民地の委任統治の問題も加わる。ドイツ人が正当な要求を行うよう関与していく。」最後に、ドイツ人マイノリティの保護は非常に重要である。政府は、彼らの運命の形成に積極的に関与していく義務がある。⁽¹⁵⁾

このように、ドイツが国際連盟に加盟する必要性の中でマイノリティ保護は重要なものとして位置づけられていた。さらに、東部国境修正という外交目標を達成するにあたって、シュトレゼマンらドイツ外交指導部が手段としたのは、軍事力ではなく国際的合意であった。国際連盟規約第19条には、「適用不能となった条約及び世界平和を危険にさせうる国際的關係の再審査」についての規定が記されている。ヴェルサイユ条約はドイツを不当に圧迫していると主張するドイツは、この第19条に基づく合意を連盟理事会で取り付け、条約の修正を達成する考えを持っていた⁽¹⁶⁾。

ドイツが公式に求めていたドイツ人マイノリティの権利とは、「文化的自治（Kultur-Autonomie）」という言葉で表現されている。文化的自治とは、1925年10月のマイノリティ問題に関するジュネーヴ国際会議で提起された概念で、主としてマイノリティ言語や文化を保持させる民族教育の保護を意味する⁽¹⁷⁾。ドイツ政府は、ポーランドやチェコに住むドイツ人のために、文化的自治を保証するように各国政府に働きかけなければならなかった⁽¹⁸⁾。その闘争の舞台こそ国際連盟であったが、連盟加盟前の1926年2月26日、シュトレゼマンは次のような興味深い発言をしている。

「マイノリティの保護は現在の最大の問題である。我々はこの問題を大きな文化理念としてヨーロッパの議論に投げかけなければならない。……外国のドイツ人マイノリティは、

(15) *AdR. Luther I/II*, Nr. 284, Anm. 29, S. 1011.

(16) 拙著2014『ヴァイマル共和国のヨーロッパ統合構想——中欧から拡大する道』ミネルヴァ書房、52頁。

(17) *ADAP*, B-I-1, Nr. 85, S. 204f.

(18) この時外務省では、特にポーランドとデンマークにおいて、ジュネーヴの勧告にもかかわらず、ドイツ人マイノリティの文化的自治が拒絶されていると指摘している（*ADAP*, B-I-1, Nr. 102, S. 246）。

彼らが目指す文化的自治のための闘争に我々からの効果的な支援を、我々が自ら国内において文化的自治を根付かせることによるのみ期待できるのである。外務省の姿勢としては、したがって以下の観点が重要である。ヨーロッパの我々の国境外で生活するドイツ人700万人のための、彼らに対する脱ネイション化（Entnationalisierung）政策に対する闘争を進めるために、我々がドイツ国内に住むマイノリティに何らかの模範となるべき行動を示すことが必須である。間近に迫っている我々の国際連盟加盟にあたって、この課題の解決は特に切迫している。なぜなら、我々は成功を勝ち取るために、国際連盟においてマイノリティ利益の代弁者として振る舞う以外にないからである。』⁽¹⁹⁾

シュトレゼマンはここで、ドイツ人マイノリティ保護を要求するために、まず自国において模範となるマイノリティ保護政策を実践することを主張したのであった。ここには以下のような戦略があった。まず、マイノリティ保護がドイツ民族固有の問題ではなく、国際連盟で第一に追求されるべき人道的課題であることを突きつけることで、ポーランドなどに対して倫理的に優位に立つことができること。さらに、敗戦国というアドバンテージを持ったドイツがスムーズに国際社会に復帰するための有効な手段となりうることである。ドイツ人マイノリティ問題はナショナリスティックなイシューであるが、これを自民族中心的に取り上げるのではなく、普遍的価値を持った人類的課題として焦点化することによって、外交的優位に立つことができると、シュトレゼマンは考えたのであった。まさに彼の価値観外交の方針が全面的に展開されたと言えよう。

これに対して、東プロイセン長官ジール（Ernst Siehr）は、ドイツが模範を示してもポーランドの政策を変えることはできないだろうと反論した。さらに彼は、ポーランドへの領土割譲によって陸の孤島となった東プロイセンの防衛に悪影響が出ることを懸念した。「ポーランドの考えでは、東方における文化的自治の保証は、東プロイセンの防衛の背骨を破壊するであろう」からだ。ポーランドは東プロイセンやリトアニアに対して領土的野心を抱いており、ドイツ国内におけるポーランド人マイノリティへの民族的自治の付与は、彼らへの助けに他ならないというのであった。さらにベッカー大臣もまた、外相の考えは「楽観的すぎる」と述べた⁽²⁰⁾。

こうした反論に対してシュトレゼマンは、ドイツ国内で先んじて文化的自治を実践することが「楽観的」で、ポーランドの政策に「懐疑的」にならなければならないことを認めた。しかし、それでもなお彼は自説を堅持した。

「しかしまさに、敵が不正義の側にあり、国際世論がますます強く、我々に加えられた不

(19) Ebenda, S. 244.

(20) Ebenda, S. 247f.

正は償われるべきだと、とりわけ回廊の強奪は酷いことだという考えへと感化されていくことが重要である。我々はポーランドに対して、暴力的に踏みじられた民族自決権という観点から道義的な攻勢を軌道に乗せなければならない。しかしそのことは、我々自身がマイノリティに対して模範的行動を示し、スローガンとしてあまりに過小評価されている文化的自治という概念を我々の手で事実置き換えた場合にのみ、成功の見込みがある。その時、ポーランドが相互性に欠け協力しないのであれば、このことは我々にとって強力な宣伝材料になる。」⁽²¹⁾

すなわち、シュトレゼマンが重視したのはポーランド自身の考え方に直接影響を与えることではなく、国際世論をドイツの味方につけること、マイノリティ問題について「正義」はドイツにあり、ポーランドは「不正義」の側にあると国際的に印象付けることにあった。敗戦によって失われた、東欧におけるドイツ人の文化的優越を取り戻し、再びポーランドに対してドイツが文化的価値において優位に立つこと、このことがシュトレゼマンのマイノリティ保護政策の核心であったと言えよう。

おわりに

以上、戦争責任問題とマイノリティ問題という二つのテーマについて、シュトレゼマンの価値観外交の性質を見てきた。両者に共通する考え方は、敗戦によって損なわれてしまったドイツの「正義」を国際社会に認めさせることであった。戦争責任問題では、単独戦争責任は不当であるという主張をあえて国際会議の場で行うことで、自らの正当性を主張した。マイノリティ問題では、隣国が躊躇する文化的自治をドイツが率先して行うことで、ドイツに道義的な正当性があることを示し、国際世論を味方につけようとした。

しかし、単独戦争責任は確かに神話であり、ドイツ側の主張ももともとであったが、戦勝国中心に構築された戦後体制において、ドイツの主張は受け入れられる余地がなかった。ドイツの戦争責任批判は、自国中心的な主張であるとみなされ、普遍性を勝ち得なかった。他方でマイノリティ保護の主張はすでに国際的な合意が得られた課題であり、さらにドイツ国内で自ら文化的自治を実践することで、自国中心的不是な普遍性を獲得することができたのである。普遍的価値をめぐる闘争においてドイツは前者で敗北し、後者で勝利したのであった。

ところで、シュトレゼマン外交において重視された価値観外交は、その後のドイツにおいても影響力を持ち続ける。戦争責任問題での正義の主張は、そのまま右翼の「戦争責任の嘘」プロパガンダを補強してナチ党を肥え太らせ、反ヴェルサイユの旗印のもとにヒトラーの政権掌握を準備することになった。さらに、ナチ・ドイツでは公然とユダヤ人をはじめとする民族

(21) Ebenda.

マイノリティが迫害され、人種主義国家へと変貌を遂げたにもかかわらず、他国におけるドイツ人マイノリティの保護は国際的に主張し続けることになる。ズデーテン地方におけるドイツ人保護の主張はチェコ併合を招き、ポーランド国境地帯におけるドイツ人保護の主張は第二次世界大戦を引き起こした。こうした主張が侵略や戦争の口実とされたことは、国際社会においてマイノリティ保護が普遍的正義としての価値を確立していたことを前提とする。シュトレゼマンの価値観外交は、自国中心的な側面を強化されることによって、ナチ・ドイツにおいてグロテスクな変貌を遂げることになったとも言えよう。

シュトレゼマンからナチに連続している要素もある。それはポーランドなど東方に対する文化的優越感である。敗戦国ドイツの劣等感を覆すために、マイノリティ問題でドイツ人を正義、ポーランド人を不正義の側に置いたように、ドイツ人の名誉を取り戻すことがシュトレゼマンの価値観外交の核心であった。ドイツ人の優秀性、東方民族の劣等性を強化しようとする戦略は、そのままナチの人種主義的心性へと連続する要素を内包していたのである。